（溶接安全管理検査）

第三十六条　法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

一　原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備若しくは廃棄設備に属する容器（第三十八条第一号に規定する容器を除く。）又はこれらの設備に属する外径百五十ミリメートル以上の管（同条第二号に規定する部分及び同条第三号に規定する管を除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもの

二　補助ボイラー、蒸気タービンに係る蒸気だめ、補助ボイラーに属する燃料燃焼設備若しくは蒸気タービンに係る熱交換器又は非常用予備発電装置に属する容器

三　補助ボイラー又は蒸気タービンに係る管であって、外径百五十ミリメートル以上のもの

第三十七条　法第五十二条第一項の主務省令で定める圧力は、次のとおりとする。

一　水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

二　液化ガス用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

三　前二号に規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

四　第一号及び第二号に規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

第三十八条　法第五十二条第一項の主務省令で定める格納容器等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

一　原子炉本体若しくは原子炉格納施設に属する容器又は原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備若しくは放射線管理設備に属する容器であって非常時に安全装置として使用されるもの

二　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管であって、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

三　原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、放射線管理設備又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器スプレイ設備若しくは可燃性ガス濃度制御設備に属する管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定する部分を除く。）

四　原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備若しくは廃棄設備に属する容器（第一号に規定する容器を除く。）又はこれらの設備に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（第二号に規定する部分及び前号に規定する管を除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

第三十九条　溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第四十条　溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を実施した者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係るボイラー等又は格納容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第五十二条第五項において準用する法第五十条の二第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第四十一条　法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、経済産業大臣及び原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二　次に掲げる工作物を、あらかじめ、経済産業大臣及び原子力規制委員会に届け出て事業用電気工作物として使用する場合

イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した工作物又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた工作物

ロ　発電所の原動力設備に属する工作物（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　耐圧部分について漏止め溶接のみをした第三十六条各号に規定する機械又は器具（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

第四十二条　法第五十二条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一　直近の法第五十二条第五項において準用する法第五十条の二第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）（この号に規定する耐圧試験に係る通知であって、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二　前号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十二条第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三　前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

第四十三条　前条に定める時期に行う溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

第四十四条　溶接安全管理審査を受けようとする者は、機構が定めるところにより、溶接安全管理審査申請書を機構に提出しなければならない。